

最終合格された皆様へ

採用までの取扱い等についてお知らせします。

- 1 最終合格者は、試験職種ごとに作成される採用候補者名簿に記載されます。
- 2 人事委員会は、教育委員会に採用候補者名簿を提示します。
- 3 教育委員会は、採用予定者数に応じて、順次採用のための意向聴取を行い、採用者を決定します。
- 4 採用時期は、原則として令和6年4月1日となります。
- 5 採用者は、欠員の状況などに応じて、教育委員会が決定します。
採用試験は、職員となるための資格試験として実施しているため、採用されない場合もあります。現在、他に就職している方は、採用が決定するまでは、退職しないようにしてください。
- 6 教育委員会の採用関係事務は、下記の担当で行っています。

記

教育委員会 教育局小中学校人事課人事・学事・働き方改革担当
048（830）6938